

宮城県登米市

令和7年度

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収のしおり

〒987-0511

宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
登米市役所 総務部税務課市民税係

TEL : 0220-22-2163

FAX : 0220-22-0239

令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収事務については、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに登米市税条例第45条の規定によって、あなたを令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者に指定します。つきましては、特別徴収税額の通知書を別紙のとおり送付しますので、特別徴収での納入をお願いいたします。

なお、取り扱いにつきましては、本しおりを参照の上、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

- I 特別徴収について
- II 退職等に係る異動の届出
就職等に伴う特別徴収への切替届等
- III 退職所得に係る特別徴収
- IV マイナンバー(社会保障・税番号)制度について
- V 令和7年度個人住民税の特別税額控除(定額減税)
- VI 市民税・県民税額・森林環境税の計算方法

■様式集

ゆうちょ銀行・郵便局 指定通知書
給与所得者異動届出書 (1名用・複数用)
特別徴収切替届出書 (1名用・複数用)
給与支払者の所在地・名称等変更届出書

●特別徴収税額の納入場所(取り扱い金融機関)

- | | |
|--------------|--|
| ①みやぎ登米農業協同組合 | ⑦新みやぎ農業協同組合 |
| ②七十七銀行 | ⑧東北労働金庫 |
| ③仙台銀行 | ⑨石巻信用金庫 |
| ④仙北信用組合 | ⑩ゆうちょ銀行及び郵便局 |
| ⑤一関信用金庫 | ※⑩を初めて利用する場合は本し
おりにある指定通知書(7 ページ)を
納入書と一緒に持参してください |
| ⑥石巻商工信用組合 | |

●私製の納入書及び銀行の納入代行事務を新たに利用される場合、次の事項を必ず記入してください。

市 町 村 コード	042129
口 座 番 号	02270-4-960405
加 入 者 名	登米市会計管理者

I 特別徴収について

(1) 市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同様に、給与の支払者（特別徴収義務者）が給与所得者（納税義務者）の市民税・県民税・森林環境税を毎月の給与から徴収し、その翌月の10日までに市町村に納入する制度をいいます。

令和7年度の特別徴収は、令和7年6月分から令和8年5月分までとなります。

(2) 特別徴収を受ける方（納税義務者）

令和6年中に給与所得があり、令和7年4月1日現在で給与の支払いを受けている方については、市民税・県民税を特別徴収の方法によって徴収することが法律により義務付けられています【地方税法第321条の4】 によって、パート・アルバイトや本人希望といった理由で普通徴収にすることはできません。

(3) 納税義務者への税額通知書の交付

年度当初に送付する「令和7年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」は当該年度の5月31日までに必ず納税義務者（従業員）へ交付してください。その際、既に退職・休職・転勤等により特別徴収できない場合は、速やかに「異動届出書」を作成し、交付できない税額通知書を同封して提出してください。

(4) 給与以外の所得があるとき

給与所得以外の所得があるときは、これらに係る所得割の税額は、原則として給与所得と合算して特別徴収することとなっています。ただし、納税者から普通徴収（納税義務者が直接納付）の申出がある場合は、給与所得とそれ以外の所得を分離して普通徴収の方法により納めることができます。

また、令和7年4月1日現在で65歳未満の給与所得者で公的年金に係る市民税・県民税・森林環境税がある方については、原則として公的年金に係る税額も給与から特別徴収することになっています。これについても、本人の希望により普通徴収にすることもできます。

なお、令和7年4月1日現在で65歳以上の方は、公的年金に係る税額は給与から特別徴収することができませんので、ご注意ください。

(5) 納税義務者（従業員）からの徴収方法

「令和7年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に個人ごとの月割額を算出しておりますので、6月以降に支払う給与から、毎月該当する月割額を差引き徴収し、納期限までに納入してください。

(6) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額の通知後、退職や転勤等により異動が生じた場合は、特別徴収義務者（事業所）からの届出に基づき、本市から「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、その通知書に基づいて変更後の月割額を徴収し、納入してください。

※翌年1月分までの異動に伴う変更までは、変更通知と併せて変更となった納付書も送付しますが、以降は新しい納付書は送付しませんので、既に届いている納付書の金額を訂正し、納入してください。

(7) 納入場所及び納期限

納税義務者（従業員）から徴収した月割額は、同封した「納付書」によって、県内各金融機関で徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。（6月分は7月10日まで、以降は順次翌月10日まで）

※利用可能金融機関は、本しおりの1ページに記載しております。

(8) 納入が遅れた場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じて延滞金が徴収されます。

また、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分を受けることになりますので、特に注意してください。

(9) ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に初めてゆうちょ銀行・郵便局を利用する場合は本しおりの7ページにある「指定通知書」を最初に納入する納入通知書（納入書）と一緒に提出してください。（指定通知書を持参するのは、1回目の納入時のみ）

なお、前年度に引き続きゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合には、「指定通知書」の提出は必要ありません。

(10) 納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を市長に提出し、その承認を受けた時は、次のとおり年2回に分けて特別徴収税額を納入することができます。

① 6月分から11月分までは12月10日まで ②12月分から5月分までは6月10日まで
申請書が必要な場合は、登米市ホームページからダウンロードするか、もしくは税務課市民税係(0220-22-2163)までご連絡ください。

(11) 特別徴収税額通知の受取方法について

令和7年度から eLTAX(エルタックス)を経由して給与支払報告書を提出した場合、提出時に選択した特別徴収税額通知の受取方法に従い、電子データまたは書面にて特別徴収税額通知を送付します。

なお、受取方法は特別徴収義務者用と納税義務者用のそれぞれで設定する必要があります。

受取方法を変更されたい場合は、登米市ホームページより「特別徴収税額通知受取方法変更申請書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえご提出ください。

Ⅱ 退職等に係る異動の届出・就職等に伴う特別徴収への切替届等

(1) 転勤・退職等は届出を

特別徴収の方法によって納税している方に転勤・退職等の異動があった場合は、その事実の発生した月の翌月の10日までに必ず異動届出書を提出してください。(給与支払報告書提出後、4月1日までに異動があった方については、4月15日まで提出)

異動届出書の提出が遅れますと、退職した従業員の分まで特別徴収義務者の滞納となります。また、納税義務者への納税通知書(普通徴収への切替分)の交付が遅れ、納税義務者の1回あたりの納入金額が大きくなり、負担も大きくなることから、早めに異動届の提出をお願いいたします。

また、転勤に係る異動については、お手数ですが、新事業所へ月割額を前もってご連絡いただきますようお願いいたします。

(2) 1月以降の退職は一括徴収を

特別徴収の方法によって納税している方が、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合で、下記の①又は②に該当するときは、特別徴収義務者は、給与又は退職手当などの支払をする際に必ず残税額を一括徴収し、徴収した翌月の10日までに納入してください。ただし、死亡退職の場合は、普通徴収になりますので注意してください。

①退職の日が令和7年6月1日から12月31日までのとき

退職した給与所得者から一括徴収の申し出があり、かつ残税額を超える給与または退職手当などが支払われる場合

②退職の日が令和8年1月1日から4月30日までのとき

令和8年5月31日までに残税額を超える給与または退職手当等が支払われる場合

(3) 4月2日以降の就職者の特別徴収

4月2日以降の就職者から特別徴収の申し出があった場合は綴込みの「特別徴収切替届出書」に納税義務者の住所・氏名等を記入の上、税務課へ提出してください。

(4) 特別徴収義務者の所在地・名称等に変更があった場合

綴込みの「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」に変更事項を記入の上、税務課へ提出してください。

Ⅲ 退職所得に係る特別徴収

(1) 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職金等に対する個人の市民税・県民税については、所得税の場合と同様に、退職金等の支払者が税額を計算し、退職金額等から差し引き徴収して、納入してください。

(2) 退職所得に係る特別徴収義務者・納税義務者

退職所得については、退職金等の支払をする者が特別徴収義務者です。特別徴収義務者は退職金等の支払をする際は、その退職金などについて退職所得に係る個人の市民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

また、退職所得に対する個人の市民税・県民税の納税義務者は、退職金の支払を受ける方です。

(3) 納入すべき市町村

退職金等にかかる市民税・県民税の課税は、退職金等の支払を受ける方(退職者)の令和7年1月1日現在の住所所在地市町村です。したがって、退職金等から徴収した個人の市民税・県民税は、退職者の1月1日現在の住所が所在する市町村に納入していただくことになります。

ただし、令和8年1月1日以降に退職する場合は、令和8年1月1日現在の住所所在地の市町村に納入してください。この場合、通常の市民税・県民税と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合がありますので、注意してください。

(4) 退職金等の支払を受けるべき日は

退職金等について、支払を受けるべき日、すなわち、退職所得についての収入金額の権利の確定する時期は、原則として、退職した日になります。ただし、会社の役員等の退職金で、会社の定款、その他の定めにより、株式総会等の決議を要するものについては、その決議があった時によります。

勤続年数	退職所得控除額
20年まで	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)
21年以上	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。

(例)22年3ヶ月 → 23年

※障害者になったことが直接の原因で退職した場合は、上記の方法により計算した額に100万円を加えた金額となります。

(5) 税額の算出

(例)勤続年数23年で退職し、退職金14,233,632円を受けた場合

①退職所得控除額:800万円+70万円×(23年-20年)=10,100,000円

②退職所得の額:(14,233,632円-10,100,000円)×1/2=2,061,816円
=2,061,000円(千円未満切捨て)

③市民税所得割額:2,061,000円×6%=123,660円=123,600円(百円未満切捨て)

④県民税所得割額:2,061,000円×4%=82,440円=82,400円(百円未満切捨て)

※③と④を合わせた額206,000円が退職所得に対する市民税・県民税になります。

※勤務年数が5年以内の法人役員等は、「②退職所得額」の算出の際に、2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算してください。

※法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員、地方議会議員です。

※勤務年数が5年以内の法人役員等以外の方の令和7年1月1日以降に支払う退職金等において、退職所得の額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、2分の1を乗じる計算は適用しません。

(6) 納入書と納入申告書

①納入書には給与に係る「給与分」と「退職所得分」があります。退職所得分は必ず退職所得分の納入金額欄に記入してください。

②納入申告書は納入済通知書の裏面にありますので、忘れずに記入してください。

③退職手当等支払対象者の内訳書を記入し、提出してください。

Ⅳ マイナンバー(社会保障・税番号)について

(1) 制度の概要

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」が成立し、平成28年1月1日からマイナンバー制度が導入されました。マイナンバー制度は、より公平な社会保障制度や、税制の基盤であるとともに、国民の利便性の向上や行政の効率化に資するものです。マイナンバー(個人番号)については、まずは社会保障、税、災害対策分野に利用範囲を限定して導入されています。

(2) 市民税・県民税・森林環境税に係るマイナンバーの記載について

平成29年度以降の給与支払報告書の提出にあたっては、マイナンバーを記載していただく必要があります。記載が必要な主な書類は以下のとおりです。

- ①給与支払報告書 ②市民税・県民税・森林環境税給与所得者に係る異動届出書
③特別徴収切替届出書 ④特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※国税庁HP 源泉所得税に関するFAQより抜粋
※個人情報保護委員会HP Q&Aより抜粋

(3) マイナンバーに関するFAQ

Q1:従業員からマイナンバーの提供を拒否された場合は、どのように対応したらいいか。

A1:マイナンバーの記載は、法令で定められた義務であることを伝え、提供を求めています。それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録・保存するなどして、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。経過等がなければ、提供を受けていないのか、提供を受けたのに紛失したのかが判別できませんので、経過等の記録をお願いします。

Ⅴ 令和7年度個人住民税の特別税額控除(定額減税)

(1) 制度の概要

令和6年の納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円を超えて、1,805万円以下であり、かつ控除対象配偶者を除く同一生計配偶者(国外居住者を除く)を有する納税義務者が対象となります。

減税額は、個人住民税所得割額より1万円のみとなります。

VI 市民税・県民税額・森林環境税の計算方法

(1) 納税義務者

前年に所得がある方で、賦課期日(令和7年度については、令和7年1月1日)に住民登録されている市区町村で課税されます。ただし、生活の本拠が住民登録されている市区町村とは異なる方については、生活の本拠がある市区町村から課税されます。なお、令和7年1月2日以降に転出や死亡による異動があった場合についても、賦課期日の状況により課税されます。

次の人には、市民税・県民税・森林環境税は課税されません。

《均等割も所得割も課税されない人》

- ・生活保護法による生活扶助を受けている人
- ・障害者、寡婦、ひとり親、未成年者で前年の合計所得金額(※1)135万円以下の人

《均等割が課税されない人》

- ・前年の合計所得金額(※1)が次の算式で求めた額以下の人
 $28 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10 \text{ 万円} + 16.8 \text{ 万円}(\text{※2})$

《所得割が課税されない人》

- ・前年の総所得金額等(※3)の合計額が次の算式で求めた額以下の人
 $35 \text{ 万円} \times (\text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の数} + 1) + 10 \text{ 万円} + 32 \text{ 万円}(\text{※2})$

(※1) 損失の繰越控除の控除前の総所得金額等の合計額
(※2) 同一生計配偶者や扶養親族のない人には、16.8万円及び32万円の加算はありません。
(※3) 総所得金額、土地・建物等の分離譲渡所得金額、山林所得の金額などの合計から、雑損失等の繰越控除を適用して計算した金額

(2) 税率

■均等割

市民税	県民税	合計
3,000 円	2,200 円	6,200 円
森林環境税(国税)		
1,000 円		

■所得割

課税所得の段階	税率
一律	10% (市民税 6%、県民税 4%)

(3) 税額の計算方法

- ① $【ア】\text{総所得金額} - 【イ】\text{所得控除計} = 【ウ】\text{課税標準額(百円以下切捨)}$
- ② $【ウ】\text{課税標準額} \times \text{税率} = 【エ】\text{税額(税額控除前所得割額)}$
- ③ $【エ】\text{税額(税額控除前所得割額)} - 【オ】\text{税額控除額} = 【カ】\text{所得割額(十円以下切捨)}$
- ④ $【カ】\text{所得割額} + 【キ】\text{均等割額} = 【ク】\text{年税額}$

－ 税額計算に係る注意事項 －

- ◎分離課税の所得がある場合は、計算方法が異なります。
- ◎【オ】は、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金等税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額の合算額となります。

(4) 所得控除の内容

雑損控除		(実質損失額・総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額・5万円)のうちいずれか高い方の金額				
医療費控除		医療費の実質負担額・(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) ※限度額 200万円 特定一般用医薬品等購入額・12,000円 ※限度額 88,000円				
社会保険料控除等		支払金額				
生命保険料控除	新契約	支 払 金 額		控 除 額		備考 一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料については、左により算出した控除額の合計額(限度額 70,000円)。一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ左記により計算した控除額の合計額(限度額 28,000円)。
		12,000円以下のとき		支払金額全額		
		12,000円超 32,000円以下のとき		支払金額の 1/2 + 6,000円		
		32,000円超 56,000円以下のとき		支払金額の 1/4 + 14,000円		
	56,000円超のとき		28,000円			
	旧契約	15,000円以下のとき		支払金額全額		
		15,000円超 40,000円以下のとき		支払金額の 1/2 + 7,500円		
40,000円超 70,000円以下のとき		支払金額の 1/4 + 17,500円				
70,000円超のとき		35,000円				
地震保険料控除	地震	支 払 金 額		控 除 額		備考 地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は 25,000円。
		50,000円以下のとき		支払金額の 1/2		
	50,000円超のとき		25,000円			
	旧長期	5,000円以下のとき		支払金額全額		
		5,000円超 15,000円以下のとき		支払金額の 1/2 + 2,500円		
		15,000円超のとき		10,000円		
納税者本人の所得金額		900万円以下		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	一般		330,000円		220,000円	110,000円
	老人		380,000円		260,000円	130,000円
配偶者特別控除	配偶者の所得金額		控除額			
	480,001円～ 950,000円		330,000円	220,000円	110,000円	
	950,001円～1,000,000円		330,000円	220,000円	110,000円	
	1,000,001円～1,050,000円		310,000円	210,000円	110,000円	
	1,050,001円～1,100,000円		260,000円	180,000円	90,000円	
	1,100,001円～1,150,000円		210,000円	140,000円	70,000円	
	1,150,001円～1,200,000円		160,000円	110,000円	60,000円	
	1,200,001円～1,215,000円		110,000円	80,000円	40,000円	
	1,250,001円～1,300,000円		60,000円	40,000円	20,000円	
1,300,000円～1,330,000円		30,000円	20,000円	10,000円		
障害者控除	普通障害		260,000円	扶養控除	一般	330,000円
	特別障害者		300,000円		老人	380,000円
	同居特別障害者		530,000円		特定	450,000円
寡婦控除		260,000円		同居老親等		450,000円
ひとり親控除		300,000円		勤労学生控除		260,000円
基礎控除	納税者本人の所得金額		2,400万円以下		430,000円	
			2,400万円超 2,450万円以下		290,000円	
			2,450万円超		150,000円	

(5) 税額控除の内容

◎調整控除

納税者本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

●課税標準額の合計が 200 万円以下の場合

次の①と②のいずれか少ない額の 5%(市民税 3%、県民税 2%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除のうち、適用がある控除の金額を合算した金額 ②合計課税標準額

●課税標準額の合計が 200 万円超の場合

次の①の金額から②の金額を控除した金額(5 万円を下回る場合は 5 万円)の 5%(市民税 3%、県民税 2%)に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除のうち、適用がある控除の金額を合算した金額②合計課税標準額から 200 万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		50,000 円	納税者本人の所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
障害者控除	普通	10,000 円	配偶者控除	一般	50,000 円	40,000 円	20,000 円
	特別	100,000 円		老人	100,000 円	60,000 円	30,000 円
	同居特別	220,000 円	配偶者特別控除	48 万円超 50 万円未満	50,000 円	40,000 円	20,000 円
寡婦控除		10,000 円		50 万円超 55 万円未満	30,000 円	20,000 円	10,000 円
ひとり親控除	父	10,000 円	扶養控除	一般	50,000 円	老人	100,000 円
	母	50,000 円		特定	180,000 円	同居老親等	130,000 円
勤労学生控除		10,000 円					

◎配当控除

種類	課税所得金額 1 千万円以下の部分		1 千万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.60%	1.20%	0.80%	0.60%
外貨建等以外の証券投資信託	0.80%	0.60%	0.40%	0.30%
外貨建等証券投資信託	0.40%	0.30%	0.20%	0.15%

◎寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(総所得金額等の合計額の 30%を上限)が 2 千円を超える場合には、その超える金額の

市民税は 6%、県民税は 4%に相当する金額

①都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 ②住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

③所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの

④特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の市町村又は道府県の条例で定めるもの

ただし、①の寄附金が 2 千円を超える場合は、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて、右欄の割合を乗じて得た額の市民税は 3/5、

県民税は 2/5 に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の 20%に相当する金額を超えるときは、その 20%に相当する金額)

課税総所得金額からの控除差調整額を控除した金額	割 合	課税総所得金額からの控除差調整額を控除した金額	割 合	課税総所得金額からの控除差調整額を控除した金額	割 合
0 円以上 195 万円以下	84.895%	695 万円超 900 万円以下	66.517%	4,000 万円超	44.055%
195 万円超 330 万円以下	79.790%	900 万円超 1,800 万円以下	56.307%	0 円未満(山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90.000%
330 万円超 695 万円以下	69.580%	1,800 万円超 4,000 万円以下	49.160%	0 円未満(山林所得金額及び課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

◎住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①と②のいずれか小さい額を控除した金額

①所得税に係る住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②前年の所得税の課税総所得金額等の額に、5%を乗じた金額(97,500円を限度)(ただし、入居年月日が平成26年4月以降であり、特定取得又は特別特定取得(特別取得及び特別特例取得を含む。)又は特別特別特例取得に該当する場合には7%を乗じた金額(136,500円を限度))

市民税	県民税
3/5	2/5

ゆうちょ銀行・郵便局
の指定について

特別徴収税額の納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」を利用されるゆうちょ銀行・郵便局名を記載のうえ、当初納入される際、その郵便局に提出してください。

前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますので、提出の必要はありません。

キ
リ
ト
リ

キ
リ
ト
リ

年 月 日

ゆうちょ銀行（ ）支店長
（ ）郵便局長 様

登 米 市 長

指 定 通 知 書

貴店（局）を地方税法第 321 条の 5 第 4 項の規定に基づき、当市の市民税及び県民税（特別徴収税額）取扱店（局）に指定しましたので通知します。

- | | | |
|---|--------|----------------------------------|
| 1 | 口座番号 | 0 2 2 7 0－4－9 6 0 4 0 5 |
| 2 | 加入者の名称 | 登米市会計管理者 |
| 3 | 取りまとめ局 | 仙台貯金事務センター
郵便番号 9 8 0－8 7 9 4 |

■異動届出書の記載方法

・提出年月日を記載

与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

・既に徴収・納入が済んでいる月割税額を記載してください。

・給与支払報告書の提出後に異動があり、新年度分を切替えたい場合は、「2. 新年度」に○をしてください。

第十八号様式（用紙日本産業規格A4）（第十条関

・税額通知書に記載してある指定番号を記載してください。

1. 特別徴収継続
転勤や再就職等によつて、新しい勤務先で特別徴収を継続する場合
(①欄を記入)

2.一括徴収
未徴収税額を退職後に
支払われる給与等から差
し引いて納入する場合
(②欄を記入)

3. 普通徴収

退職後、本人が納付書で納付する場合

※3.とする場合は、本届出
があった翌月中旬に本人
宛てに通知が届く旨、事業
所から説明いただくよう
お願いします。

・産前産後及び育児休業については「3. 休業・欠勤」に○をしてください。

・一括徴収を選択した場合の徴収予定額（未徴収税額と一致）、納入予定月を必ず記載してください。

・法人番号又は個人番号（マイナンバー）を記載してください。

・特別徴収継続を選択した場合の月割額、徴収開始月を必ず記載してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										年 度		
										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
登米市長殿										特別徴収義務者		
年 月 日提出										宛 名 番 号		
フリガナ										担 連 所 属		
氏名又は名称										氏 名		
個人番号 又は法人番号										電 話		
フリガナ										内 線 ()		
氏 名												
生年月日 年 月 日												
個人番号												
受給者番号												
1月1日現在の住所												
異動後の住所												
(ア) 特別徴収税額 (年税額)										(イ) 徴収済額		
円										円		
(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)										異 動 年 月 日		
円										年 月 日		
異 動 の 事 由										異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法		
1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由										1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		
1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 円を		
特別徴収義務者指定番号										月分 (翌月10日納入期限分) から		
所在地										徴収し、納入するよう連絡済みです。		
フリガナ										受給者番号		
氏名又は名称										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		
担当者連絡先										右から番号を記入		
所 属 氏 名 電 話										1. 必要 2. 不要		
2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、		
理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日		
理由 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		
										月分 (翌月10日納入期限分) で		
										納入します。		
3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄		
理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										・法人番号又は個人番号 (マイナンバー)		
理由 2. 令和 年5月31までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下												
理由 3. 死亡による退職であるため												

■特別徴収切替届の記載方法

・税額通知書に記載してある指定番号を記載してください。

替

宮城県内全市町村共通様式

特別徴収への切替届出書

（あて先）

登米市長

令和 年 月 日提出

給与者（特別徴収義務者）

フリガナ

氏名

所在地（住所）

法人番号

特別徴収義務者指定番号

新規

納入書の要否
※新規事業所のみ

要 ・ 不 要

担当者

係

氏名

電話

・提出年月日を記載

給与所得者

フリガナ

氏名

住所

通知書番号

徴収開始年月

（ 年 月 月分から
日納期限分）

就職年月日

年 月 日

受給者番号

年税額
（普通徴収税額）

納付済額
（納期限到来分）

特別徴収への切替額

①

②

③(①-②)

期から 期まで

円

円

円

・個人へ通知している「税額決定（納税）通知書」をご確認のうえ、記載願います。

注意

1 希望がある場合は、給与所得者（以下、本人という）の課税されている市町村へ提出してください。（現住所とは異なる場合があるためご注意ください。なお、課税されている市町村については、本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。）

2 普通徴収の納期限が過ぎた税額および既に納付の済んでいる「納付済額」については、特別徴収にできません。なお、税額等については本人宛に送付されている納税通知書により確認してください。

3 二重納付等を防ぐため、普通徴収での納付状況は必ず本人に確認のうえ、ご記入ください。

4 「徴収開始年月」は、この届出書が提出された日と各市町村の処理日・通知日との関係により変更される場合があります。

市町村記入欄

・徴収開始年月は注意事項のとおり、原則、翌月又は翌々月となります。なお、当欄が空欄の場合は、翌々月からの開始となりますので、ご注意ください。

■納入書の記入(訂正)方法 ※訂正等の記入は黒のボールペンを使用してください。

記入例 1 特別徴収税額の納入金額に変更があった場合

◎正しい金額を給与分と合計欄に記載してください。

宮城県登米市 個人市民税 領収証書			宮城県 個人市民税 納入書			宮城県登米市 個人市民税 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者
令和7年11月分		10001111	令和7年11月分	10001111	令和7年11月分	令和7年11月分	10001111	令和7年11月分
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		給与分(一括徴収分を含む)	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		給与分(一括徴収分を含む)	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		給与分(一括徴収分を含む)
納税所得分		退職所得分	納税所得分		退職所得分	納税所得分		退職所得分
延滞金		督促手数料	延滞金		督促手数料	延滞金		督促手数料
合計額		合計額	合計額		合計額	合計額		合計額
納期限 令和7年12月10日		納期限 令和7年12月10日	納期限 令和7年12月10日		納期限 令和7年12月10日	納期限 令和7年12月10日		納期限 令和7年12月10日
(特別徴収義務者) 〒987-0511 住所又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江〇丁目〇番地 氏名又は名称 株式会社 登米商事 様		領収日付 宮城県登米市	(特別徴収義務者) 〒987-0511 住所又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江〇丁目〇番地 氏名又は名称 株式会社 登米商事 様		領収日付 宮城県登米市	(特別徴収義務者) 〒987-0511 住所又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江〇丁目〇番地 氏名又は名称 株式会社 登米商事 様		領収日付 宮城県登米市
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)	上記のとおり納入します。		(金融機関又は郵便局保管)	交付店→みやぎ登米農業協同組合(取りまとめ店)→宮城県登米市 上記のとおり通知します。(登米市保管)		納入通知書の金額欄に〒は記入しないでください。

記入例 2 予備の用紙で納入する場合

宮城県登米市 個人市民税 領収証書			宮城県 個人市民税 納入書			宮城県登米市 個人市民税 納入済通知書		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者	042129	02270-4-960405	宮城県登米市会計管理者
令和7年12月分		10001111	令和7年12月分	10001111	令和7年12月分	令和7年12月分	10001111	令和7年12月分
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		給与分(一括徴収分を含む)	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		給与分(一括徴収分を含む)	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。		給与分(一括徴収分を含む)
納税所得分		退職所得分	納税所得分		退職所得分	納税所得分		退職所得分
延滞金		督促手数料	延滞金		督促手数料	延滞金		督促手数料
合計額		合計額	合計額		合計額	合計額		合計額
納期限 令和 年 月 日		納期限 令和 年 月 日	納期限 令和 年 月 日		納期限 令和 年 月 日	納期限 令和 年 月 日		納期限 令和 年 月 日
(特別徴収義務者) 〒987-0511 住所又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江〇丁目〇番地 氏名又は名称 株式会社 登米商事 様		領収日付 宮城県登米市	(特別徴収義務者) 〒987-0511 住所又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江〇丁目〇番地 氏名又は名称 株式会社 登米商事 様		領収日付 宮城県登米市	(特別徴収義務者) 〒987-0511 住所又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江〇丁目〇番地 氏名又は名称 株式会社 登米商事 様		領収日付 宮城県登米市
上記のとおり領収しました。		(納入者保管)	上記のとおり納入します。		(金融機関又は郵便局保管)	交付店→みやぎ登米農業協同組合(取りまとめ店)→宮城県登米市 上記のとおり通知します。(登米市保管)		納入通知書の金額欄に〒は記入しないでください。

記入例 3 退職所得分を合算して納入される場合

(表)

宮城県登米市 個人市民税 領収証書									
市区町村コード 0 4 2 1 2 9			口座番号 02270-4-960405			加入者名 宮城県登米市会計管理者			
令和 7年 11月分			指定番号 10001111			納入金額 (1) 88,000 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。			給与分 (一括徴収 分を含む)		8 8 0 0 0 0				
退職所得分			2 0 6 0 0 0						
延滞金									
督促手数料									
納期限 令和 7年 12月 10日			(2) 合計額		2 9 4 0 0 0				
(特別徴収義務者) 〒987-0511 住所又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 ○丁目○番地 氏名又は名称 株式会社 登米商事 様 領収日付印 宮城県登米市									
上記のとおり領収しました。(納入者保管)									

(裏)

市民税 納入申告書									
宮城県登米市長 殿									
令和 7年 11月分 人員 1人									
退職手当等支払金額									
1 4 2 2 3 6 3 2									
特別徴収税額									
市民税 1 2 3 6 0 0									
県民税 8 2 4 0 0									
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。									
(特別徴収義務者) 〒987-0511 住所又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 ○丁目○番地 氏名又は名称 株式会社 登米商事 法人番号又は個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5									

宮城県 個人市民税 登米市 個人県民税 納入書									
市区町村コード 0 4 2 1 2 9			口座番号 02270-4-960405			加入者名 宮城県登米市会計管理者			
令和 7年 11月分			指定番号 10001111			納入金額 (1) 88,000 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。			給与分 (一括徴収 分を含む)		8 8 0 0 0 0				
退職所得分			2 0 6 0 0 0						
延滞金									
督促手数料									
納期限 令和 7年 12月 10日			(2) 合計額		2 9 4 0 0 0				
(特別徴収義務者) 〒987-0511 住所又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 ○丁目○番地 氏名又は名称 株式会社 登米商事 様 領収日付印 宮城県登米市									
上記のとおり納入します。(金融機関又は郵便局保管)									

退職所得に係る税額がある場合は裏面も記入してください。

宮城県登米市 個人市民税 納入済通知書									
市区町村コード 0 4 2 1 2 9			口座番号 02270-4-960405			加入者名 宮城県登米市会計管理者			
令和 7年 11月分			指定番号 10001111			納入金額 (1) 88,000 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に正しい金額を記入してください。			給与分 (一括徴収 分を含む)		8 8 0 0 0 0				
退職所得分			2 0 6 0 0 0						
延滞金									
督促手数料									
納期限 令和 7年 12月 10日			(2) 合計額		2 9 4 0 0 0				
(特別徴収義務者) 〒987-0511 住所又は所在地 宮城県登米市迫町佐沼字中江 ○丁目○番地 氏名又は名称 株式会社 登米商事 納 交付店→みやぎ登米農業協同組合(取りまとめ店)→宮城県登米市 上記のとおり通知します。(登米市保管)									

納入通知書の金額欄に半は記入しないでください。

※退職所得に係る市民税・県民税の計算方法は 4 ページをご覧ください。

◎よくある誤り

退職所得分の欄に、退職した際の通常^①の市県民税の一括徴収した金額を記載するのは誤り^②ですので、退職所得分でない場合は、「給与分」の欄に毎月の支払額に一括徴収した額を足した金額を記入してください。(記入例 1 のとおり)